

徳島県病院局管理規程第一号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第一号中「五千三百円」を「六千三百円」に改め、同項第二号中「五千九百円」を「七千円」に改め、同項第三号中「三千二百円」を「三千八百円」に改める。

附則第三項第一号中「一万五百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第二号中「七千六百円」を「九千円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員給与規程の規定は、令和八年一月一日から適用する。